

平成29年度 第2回 尼崎市社会教育委員会議について

標題の会議が、次のとおり行われましたので報告します。

1 日時

平成29年7月3日(月) 午後3時から午後4時40分まで

2 場 所

尼崎市役所 北館3階会議室

3 出欠状況(順不同)

- (1) 出席委員 9名(2名遅参)
- (2) 欠席委員 2名
- (3) 出席職員 社会教育部長以下8名

4 会議成立の報告

委員1名から任期による辞任願が提出されたことにより6月26日付で解囑を行った旨が報告され、定数11名中7名が出席し、委員の過半数が出席しているため会議が成立している旨を事務局より報告した。

5 会議内容

協議事項

1 尼崎市総合計画に係る施策について

総合計画に係る各施策の評価内容を関係所属長が説明し、今後、市民・事業者それぞれの立場からどのような取組や関わり方ができるのか、尼崎大学とどのように関連させていけばよいか、などを踏まえて協議を行った。

【「施策02生涯学習 01、03」の評価について、社会教育課、中央公民館より説明】

委員からの意見等

- ・ 総合計画に掲げられている「市民と事業者が取り組むべきこと」の伴走者として、公があるという意識を無くさない方が良いのではないか。市民協働という形で様々な学習・学びが展開されているのは素敵なことだが、その反面で行政の社会教育に対する予算や人事配置が減っていないだろうか。改めて社会教育の重要性を社会教育委員会議内で取り上げていただきたい。

(事務局) 社会教育行政を担う公民館の機能の一つに、社会教育を実践していく場において、市民が生き生きと活動できるように広く行政がサポートを行うものがあり、また、成り立ちとして、市民主体でまちづくりに参画できるような役割を有するものとしてス

スタートした経緯がある。公民館は、市民の主体的な活動を支援するにあたり、講座・事業などを通じて関わっており、加えて、活動や地域の繋がりづくり、学びの拠点としての機能を発揮している。

- ・ 社会教育とは、市民が主体的に学ぶ場、そして繋がりができていくことが一番の目標ではあると思うが、一方で行政側も常にまちの課題について市民とともに考える姿勢が必要ではないか。市民が課題を見つけて解決し、行政は横で応援するというスタンスでは消極的だと思う。常に共に歩み続けるのが社会教育ではないか。

(事務局)協働は、市民ができること、行政としてやるべきことの役割をそれぞれが果たしながら、お互いの強みを発揮しながら進めていくことと考える。まちの課題についても、公民館で手が届かないところは、地域振興センターなどと情報交換しながら、共に考えていくためにコーディネート機能を発揮していきたい。

- ・ 人権啓発の勉強会で教育勅語に関して学ぼうとした際、学習後の活動について市から質疑があった。憲法を勉強する内容では公民館は使えないのか。

(事務局)社会教育法第23条で、公民館が行ってはいけない行為として「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」と定められている。学習については問題ないと考えているが、政治的な利用に関しては、他市でも厳格に扱ってきたこともあり、本市でも同様であるが、23条の利用の緩和について研究中である。

(委員)少数の意見が世の中に大々的にクローズアップされるため身動きが取りにくい部分もあると思うが、市民が求めることを行っていくことも行政の置かれている立場だと思う。公民館は公民のための場であるというのを大切にしてほしい。

【「施策02生涯学習 02」の評価について、スポーツ振興課より説明】

委員からの意見等

- ・ 「将来的に学校開放事業を他の学校へ拡大できるように取り組む」とはどういうことか。

(事務局)地域団体による学校開放事業の運営を、今年度から杭瀬小学校において試行的にスポーツクラブ21杭瀬により開始する。この事例がうまくいけば、杭瀬小学校をモデルケースとして他学校でも様々な展開していこうと考えている。

(委員)運営主体がスポーツクラブ21に変わった場合、学校開放事業利用団体の新規参入が難しいのではないか。

(事務局)運営主体が変わったからと言って、新規参入が難しい状況が変わることにはならないと思う。この点は、常に利用されている団体に対して、新規参入のお願いを続けていかなければならない。他都市では利用団体が学校開放事業を運営している例もあるが、本市ではどのようにできるかを検討する一つとして、スポーツクラブ21が運営できないか考えている。

(委員)学校開放事業を利用する団体に「活動地域の学校」を使用する意識はなく、恒

常に曜日ごとで学校を使用している団体もあるのではないかと。学校の利用スケジュールも密に組まれている。システム変更などを検討するならば、地域優先の利用なども検討しなくてはならないと思う。

(事務局) 少しずつルールづくりを進めていき、地域のスポーツ拠点となるよう整備していきたい。

(事務局) プール開放事業を始めた頃とは事業の要件が変わってきていることから、実施が難しくなっている。今後のあり方については、引き続き検討していきたい。

(委員) 事業として続けていくなら、一人 100 円程度徴収して行うのはどうか。

(事務局) 過去の学校開放の有料化の提案の経緯から、費用徴収については難しいと考えている。

- ・ 地区体育館の利用者が減っているのは何故か。

(事務局) 園田体育館で主催の親子で取り組む教室の利用者数が一番減っている。近隣のスポーツクラブに利用者が流れていることや私立の学校などでスポーツに取り組んでいることが要因だと考える。また、親が働いているので参加できない方も多い。子どもの体力向上に力を入れているが、参加者数は増えない状況である。

- ・ 尼崎市の体育館で行う事業は予約しないと参加できないのか。

(事務局) 健康づくり教室は年度を 2 期に分けて全 17 回の教室を実施しており、空きがあれば途中からでも参加いただける。ただし、受講料は一期分ごとに徴収しているため、途中参加でも費用は変わらない。体育館内の大きいフロアについては、日曜・祝日は貸し出しを行っている。

【「施策 17 地域の歴史 01、02、03」の評価について、歴博・文化財担当より説明】

委員からの意見等

- ・ 次の学習指導要領ではアクティブラーニングが入ってきており、出前授業や学社連携の融合は有効である。現在の事業は旧学習指導要領に基づいて進めていると思うので、一度新しい学習指導要領に目を通したうえで、その辺りの絡みについて検討し、事業の微調整や確認をした方が良いのではないかと。学校で授業をする際に、必要に応じて文化財収蔵庫から資料となる品を持参いただいたり、出前授業を行っていただく方が有効で効果的であり、わかりやすく感動も伴うと思う。

(事務局) 現在行っている事業は、旧学習指導要領に基づく指導教案に沿って進めているので、新学習指導要領を踏まえた内容に修正していきたい。

- ・ 新しくできる歴史館は、文化財収蔵庫のことを指すのか。築城予定の尼崎城は温度や湿度などの管理はできるように造られるのか。

(事務局) 文化財収蔵庫を改修し、歴史系の博物館として整備を計画している。尼崎城

に関しては、教育的な展示よりも観光的な機能を主としており、尼崎城や尼崎のまちを紹介するとともに尼崎城に来た方に、より尼崎の歴史について知ってもらうために歴史館へ足を運んでもらえるような仕組みも検討されている。

(委員)文化財収蔵庫も大きくリニューアルする予定でよいのか。

(事務局)現在の文化財収蔵庫の建物は、1階部分しか使用できない状態のため、2・3階部分も使えるように耐震化を進めていく。また、建物の改修も合わせて行い、現在文化財収蔵庫と市外の温度湿度管理ができる倉庫で保管している美術工芸資料・歴史資料等も収納し、展示公開できる施設に整備していく。さらに、現在総合文化センター内にある地域研究史料館の機能も併せ持つ歴史館機能として整備する計画となっている。

- ・ 出前授業の様子などを拝見していると、これまで思っていた尼崎のイメージと随分違うと思った。子どもたちは、尼崎は「工業の街」であることに耳慣れているが、以前は交易の港街で交易の人々や物が行き来していたことを出前授業を通して学ぶ。出前授業を重ねていくことで、今まで知らなかった尼崎に関して幅広く学び深く知ることになり、子どもたちの愛着心の向上に繋がっていくと思う。

2 事務局より報告事項

- ・ 尼崎市教育委員会で社会教育委員会議の取組を報告したところ、教育委員から様々な取組を行う中で、課題としていることについてはどのように取り組んでいくか、また、市長部局とどのように関わっていくのかと意見をいただいた。教育委員に対して「今年度の拡充事業に挙がっている、学社連携事業については拡大を図り、充実させていく。また、市長部局との関わりについては、みんなの尼崎大学と連携を図りながら事業を進めている」と回答し、「地域振興のしくみづくりでは、社会教育の考えをpushした上で十分に検討してほしい」と要望があった旨を報告した。
- ・ 旧梅香小学校の跡地について、設計が終わり、建設しているところである。運営について、ひと咲きまち咲き担当局で整理を行っているところではあるが、社会教育委員会議においても次回以降に協議・ご意見を求めていくことになる旨を説明した。

以 上